

所得税法等の一部を改正する法律

(所得税法の一部改正)

第一条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二章 納税義務(第五条・第六条)」を

「第二章 納税義務(第五条・第六条)

第二章の二 法人課税信託の受託者等に関する通

則(第六条の二・第六条の三)」に、「第八款 各種所得の範囲及びその金額の計算の細目(第六十八

「第八款 リース取引(第六十七条の二)

条)」を 第九款 信託に係る所得の金額の計算(第六十七条の三) に改める。

第十款 各種所得の範囲及びその金額の計算の細目(第六十八条)」

第二条第一項第八号の次に次の二号を加える。

八の二 株主等 株主又は合名会社、合資会社若しくは合同会社の社員その他法人の出資者をいう。

八の三 法人課税信託 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第二条第二十九号の二(定義)に規定

する法人課税信託をいう。

第二条第一項第十一号中「同条第二十八項」を「同条第二十二項」に改め、「同じ。」の下に「並びに委託者が実質的に多数でないものとして政令で定める信託」を加え、同項第十五号中「第二条第二十一項」を「第二条第十四項」に改め、「第一百七十六条第一項」の下に「及び第二項」を加え、「告知」及び「を」を「告知」並びに「に改め、同項第十五号の三中「受益証券」を「受益権」に、「証券取引法」を「金融商品取引法」に、「勧誘」を「取得勧誘」に、「公社債等運用投資信託を」を「公社債等運用投資信託（法人税法第二条第二十九号ロ(2)に掲げる投資信託に該当するものに限る。）を」に改め、同項第十五号の四の次に次の一号を加える。

十五の五 特定受益証券発行信託 法人税法第二条第二十九号ハに規定する特定受益証券発行信託をいう。

第二条第一項第十七号中「証券取引法」を「金融商品取引法」に改める。

第五条第二項から第四項までを次のように改める。

2 非居住者は、次に掲げる場合には、この法律により、所得税を納める義務がある。

一 第六十一条（国内源泉所得）に規定する国内源泉所得（次号において「国内源泉所得」という。）を有するとき（同号に掲げる場合を除く。）。

二 その引受けを行う法人課税信託の信託財産に帰せられる内国法人課税所得（第七十四条各号（内国法人に係る所得税の課税標準）に掲げる利子等、配当等、給付補てん金、利息、利益、差益、利益の分配又は賞金をいう。以下この条において同じ。）の支払を国内において受けるとき又は当該信託財産に帰せられる外国法人課税所得（国内源泉所得のうち第六十一条第一号の二から第七号まで又は第九号から第十二号までに掲げるものをいう。以下この条において同じ。）の支払を受けるとき。

3 内国法人は、国内において内国法人課税所得の支払を受けるとき又はその引受けを行う法人課税信託の信託財産に帰せられる外国法人課税所得の支払を受けるときは、この法律により、所得税を納める義務がある。

4 外国法人は、外国法人課税所得の支払を受けるとき又はその引受けを行う法人課税信託の信託財産に帰せられる内国法人課税所得の支払を国内において受けるときは、この法律により、所得税を納める義務がある。

第一編第二章の次に次の一章を加える。

第二章の二 法人課税信託の受託者等に関する通則

(法人課税信託の受託者に関するこの法律の適用)

第六条の二 法人課税信託の受託者は、各法人課税信託の信託資産等（信託財産に属する資産及び負債並びに当該信託財産に帰せられる収益及び費用をいう。以下この章において同じ。）及び固有資産等（法人課税信託の信託資産等以外の資産及び負債並びに収益及び費用をいう。次項において同じ。）ごとに、それぞれ別の者とみなして、この法律（前章（納税義務）及び第五章（納税地）並びに第六編（罰則）を除く。次条において同じ。）の規定を適用する。

2 前項の場合において、各法人課税信託の信託資産等及び固有資産等は、同項の規定によりみなされた各別の者にそれぞれ帰属するものとする。

(受託法人等に関するこの法律の適用)

第六条の三 受託法人（法人課税信託の受託者である法人（その受託者が個人である場合にあつては、当該受託者である個人））について、前条の規定により、当該法人課税信託に係る信託資産等が帰属する者

としてこの法律の規定を適用する場合における当該受託者である法人をいう。以下この条において同じ。）又は法人課税信託の委託者若しくは受益者についてこの法律の規定を適用する場合には、次に定めるところによる。

一 法人課税信託の信託された営業所、事務所その他これらに準ずるもの（次号において「営業所」という。）が国内にある場合には、当該法人課税信託に係る受託法人は、内国法人とする。

二 法人課税信託の信託された営業所が国内にない場合には、当該法人課税信託に係る受託法人は、外国法人とする。

三 受託法人（会社でないものに限る。）は、会社とみなす。

四 法人課税信託の受益権（公募公社債等運用投資信託以外の公社債等運用投資信託の受益権及び社債的受益権（その信託契約に資産の流動化に関する法律第二百三十条第一項第四号（特定目的信託契約）に掲げる条件が付されている特定目的信託の同号に規定するあらかじめ定められた金額の分配を受ける種類の受益権をいう。第十四条第一項（無記名公社債の利子等の帰属）、第二十四条第一項（配当所得）、第七百七十六条第一項及び第二項（信託財産に係る利子等の課税の特例）並びに第二百

二十五条第一項（支払調書）において同じ。）を除く。）は株式又は出資とみなし、法人課税信託の受益者は株主等に含まれるものとする。この場合において、その法人課税信託の受託者である法人の株式又は出資は当該法人課税信託に係る受託法人の株式又は出資でないものとみなし、当該受託者である法人の株主等は当該受託法人の株主等でないものとする。

五 法人課税信託について信託の終了があつた場合又は法人課税信託（法人税法第二条第二十九号の二ロ（定義）に掲げる信託に限る。）に第十三条第一項（信託財産に属する資産及び負債並びに信託財産に帰せられる収益及び費用の帰属）に規定する受益者（同条第二項の規定により同条第一項に規定する受益者とみなされる者を含む。次号及び第七号において「受益者等」という。）が存することとなつた場合（同法第二条第二十九号の二イ又はハに掲げる信託に該当する場合を除く。）には、これらの法人課税信託に係る受託法人の解散があつたものとする。

六 法人課税信託（法人税法第二条第二十九号の二ロに掲げる信託を除く。以下この号において同じ。）の委託者がその有する資産の信託をした場合又は第十三条第一項の規定により受益者等がその信託財産に属する資産及び負債を有するものとみなされる信託が法人課税信託に該当することとなつ

た場合には、これらの法人課税信託に係る受託法人に対する出資があつたものとみなす。

七 法人課税信託（法人税法第二条第二十九号の二口に掲げる信託に限る。以下この号において同じ。）の委託者がその有する資産の信託をした場合又は第十三条第一項の規定により受益者等がその信託財産に属する資産及び負債を有するものとみなされる信託が法人課税信託に該当することとなつた場合には、これらの法人課税信託に係る受託法人に対する贈与により当該資産の移転があつたものとみなす。

八 法人課税信託の収益の分配は資本剰余金の減少に伴わない剰余金の配当と、法人課税信託の元本の払戻しは資本剰余金の減少に伴う剰余金の配当とみなす。

九 前各号に定めるもののほか、受託法人又は法人課税信託の委託者若しくは受益者についてのこの法律の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第七条第一項第五号中「（昭和四十年法律第三十四号）」を削る。

第十条第一項中「又は証券業者」を、「金融商品取引業者又は登録金融機関」に、「受益証券」を「受益権」に改め、同項第三号中「又は収益の分配の」を、「収益の分配又は剰余金の配当（第二十四条第一

項（配当所得）に規定する剰余金の配当をいう。以下この号において同じ。）の「」に、「対応する利子又は収益の分配」を「対応する利子、収益の分配又は剰余金の配当」に改める。

第十一条第一項中「受益証券」を「受益権」に、「又は収益の分配」を「収益の分配又は第二十四条第一項（配当所得）に規定する剰余金の配当」に改め、同条第三項中「信託法」を「公益信託ニ関スル法律」に、「第六十六条」を「第一条」に改める。

第十三条を次のように改める。

（信託財産に属する資産及び負債並びに信託財産に帰せられる収益及び費用の帰属）

第十三条 信託の受益者（受益者としての権利を現に有するものに限る。）は当該信託の信託財産に属する資産及び負債を有するものとみなし、かつ、当該信託財産に帰せられる収益及び費用は当該受益者の収益及び費用とみなして、この法律の規定を適用する。ただし、集団投資信託、退職年金等信託又は法人課税信託の信託財産に属する資産及び負債並びに当該信託財産に帰せられる収益及び費用については、この限りでない。

2 信託の変更をする権限（軽微な変更をする権限として政令で定めるものを除く。）を現に有し、か

つ、当該信託の信託財産の給付を受けることとされている者（受益者を除く。）は、前項に規定する受益者とみなして、同項の規定を適用する。

3 第一項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 集団投資信託 合同運用信託、投資信託（法人税法第二条第二十九号ロ（定義）に掲げる信託に限る。）及び特定受益証券発行信託をいう。

二 退職年金等信託 法人税法第八十四条第一項（退職年金等積立金の額の計算）に規定する厚生年金基金契約、確定給付年金資産管理運用契約、確定給付年金基金資産運用契約、確定拠出年金資産管理契約、勤労者財産形成給付契約若しくは勤労者財産形成基金給付契約、国民年金基金若しくは国民年金基金連合会の締結した国民年金法第二百二十八条第三項（基金の業務）若しくは第三百三十七条の第十四項（連合会の業務）に規定する契約又はこれらに類する退職年金に関する契約で政令で定めるものに係る信託をいう。

4 受益者が二以上ある場合における第一項の規定の適用、第二項に規定する信託財産の給付を受けることとされている者に該当するかどうかの判定その他第一項及び第二項の規定の適用に関し必要な事項

は、政令で定める。

第十四条第一項中「株式」の下に「（無記名の公募公社債等運用投資信託以外の公社債等運用投資信託の受益証券及び無記名の社債的受益権に係る受益証券を含む。第三十六条第三項（収入金額）、第百六十九条第二号（分離課税に係る所得税の課税標準）、第二百二十四条第一項及び第二項（利子、配当、償還金等の受領者の告知）並びに第二百二十五条第一項及び第二項（支払調書及び支払通知書）において「無記名株式等」という。）」を加え、「特定目的信託」を「特定受益証券発行信託」に改め、「（利子、配当、償還金等の受領者の告知）」を削る。

第十七条中「内国法人」の下に「（第六条の三第一号（受託法人等に関するこの法律の適用）の規定により内国法人とされる同条に規定する受託法人を含む。）」を加える。

第二十四条第一項中「又は出資」の下に「（公募公社債等運用投資信託以外の公社債等運用投資信託の受益権及び社債的受益権を含む。次条において同じ。）」を加え、「同条第十二号の九」を「同法第二条第十二号の九」に、「をいう。以下この項」を「をいい、法人課税信託に係る信託の分割を含む。以下この項及び次条」に、「特定目的信託」を「特定受益証券発行信託」に改める。

第二十五条第一項中「同条第十四号に規定する」を削り、同項第一号中「合併（」の下に「法人課税信託に係る信託の併合を含むものとし、」を加え、同項第二号中「法人税法第二条第十二号の九に規定する分割型分割（同条第十二号の十二）」を「分割型分割（法人税法第二条第十二号の十二）」に改め、同項第三号中「法人税法第二条第十二号の九に規定する」を削り、同項第四号中「証券取引法」を「金融商品取引法」に、「証券取引所」を「金融商品取引所」に改める。

第三十六条第三項中「無記名の株式」を「無記名株式等」に、「特定目的信託」を「特定受益証券発行信託」に改める。

第四十五条第一項第十号中「証券取引法」を「金融商品取引法」に改める。

第四十九条第一項中「、その者」を「、その取得をした日及びその種類の区分に応じ政令で定める償却の方法の中からその者」に改め、同条第二項中「種類、その」を「特例、償却の方法の」に改め、「手続」の下に「、償却費の計算の基礎となる減価償却資産の取得価額」を加える。

第五十七条の四第一項中「同じ。」以外を「同じ。」又は株式交換完全親法人との間に当該株式交換完全親法人の発行済株式若しくは出資（当該株式交換完全親法人が有する自己の株式を除く。）の全部を

保有する関係として政令で定める関係がある法人の株式のいずれか一方の株式以外」に、「株式交換完全親法人の株式」を「株式」に改め、同条第三項第一号中「（法人税法第二条第十四号に規定する株主等という。以下この項において同じ。）」を削る。

第六十五条第三項中「同項の規定」を「同項又は第二項の規定」に改め、同項を同条第六項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、「延払条件付販売等とは、」の下に「資産の販売等で」を加え、「資産の販売等を」を「もの及びリース譲渡を」に改め、同項を同条第三項とし、同項の次に次の二項を加える。

4 第二項の規定は、リース譲渡の日の属する年分の確定申告書に同項に規定する収入金額及び費用の額として政令で定める金額の総収入金額及び必要経費への算入に関する明細の記載がある場合に限り、適用する。

5 税務署長は、確定申告書の提出がなかつた場合又は前項の記載がない確定申告書の提出があつた場合においても、その提出がなかつたこと又はその記載がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、第二項の規定を適用することができる。

第六十五条第一項の次に次の一項を加える。

2 居住者が、第六十七条の二第三項（リース取引に係る所得の金額の計算）に規定するリース取引による同条第一項に規定するリース資産の引渡し（以下この条において「リース譲渡」という。）を行った場合には、前項の規定にかかわらず、その対価の額を政令で定めるところにより利息に相当する部分とそれ以外の部分とに区分した場合における当該リース譲渡の日の属する年以後の各年の収入金額及び費用の額として政令で定める金額は、当該各年分の事業所得の金額の計算上、総収入金額及び必要経費に算入する。

第二編第二章第二節中第八款を第十款とし、第七款の次に次の二款を加える。

第八款 リース取引

（リース取引に係る所得の金額の計算）

第六十七条の二 居住者がリース取引を行った場合には、そのリース取引の目的となる資産（以下この項において「リース資産」という。）の賃貸人から賃借人への引渡しの時に当該リース資産の売買があつたものとして、当該賃貸人又は賃借人である居住者の各年分の各種所得の金額を計算する。

2 居住者が譲受人から譲渡人に対する賃貸（リース取引に該当するものに限る。）を条件に資産の売買を行つた場合において、当該資産の種類、当該売買及び賃貸に至るまでの事情その他の状況に照らし、これら一連の取引が実質的に金銭の貸借であると認められるときは、当該資産の売買はなかつたものとし、かつ、当該譲受人から当該譲渡人に対する金銭の貸付けがあつたものとして、当該譲受人又は譲渡人である居住者の各年分の各種所得の金額を計算する。

3 前二項に規定するリース取引とは、資産の賃貸借（所有権が移転しない土地の賃貸借その他の政令で定めるものを除く。）で、次に掲げる要件に該当するものをいう。

一 当該賃貸借に係る契約が、賃貸借期間の中途においてその解除をすることができないものであること又はこれに準ずるものであること。

二 当該賃貸借に係る賃借人が当該賃貸借に係る資産からもたらされる経済的な利益を実質的に享受することができ、かつ、当該資産の使用に伴つて生ずる費用を実質的に負担すべきこととされているものであること。

4 前項第二号の資産の使用に伴つて生ずる費用を実質的に負担すべきこととされているかどうかの判定

その他前三項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第九款 信託に係る所得の金額の計算

第六十七条の三 居住者が法人課税信託（法人税法第二条第二十九号の二ロ（定義）に掲げる信託に限る。）の第十三条第一項（信託財産に属する資産及び負債並びに信託財産に帰せられる収益及び費用の帰属）に規定する受益者（同条第二項の規定により同条第一項に規定する受益者とみなされる者を含むものとし、清算中における受益者を除く。）となつたことにより当該法人課税信託が同号ロに掲げる信託に該当しないこととなつた場合（同号イ又はハに掲げる信託に該当する場合を除く。）には、その受託法人（第六条の三（受託法人等に関するこの法律の適用）に規定する受託法人をいう。）からその信託財産に属する資産及び負債をその該当しないこととなつた時の直前の帳簿価額を基礎として政令で定める金額により引継ぎを受けたものとして、当該居住者の各年分の各種所得の金額を計算するものとする。

2 前項の居住者が同項の規定により資産及び負債の引継ぎを受けたものとされた場合におけるその引継ぎにより生じた収益の額は、当該居住者のその引継ぎを受けた日の属する年分の各種所得の金額の計算

上、総収入金額に算入しない。

3 信託（第十三条第一項ただし書に規定する集団投資信託、退職年金等信託又は法人課税信託を除く。

以下この条において同じ。）の委託者（居住者に限る。以下この項において同じ。）がその有する資産を信託した場合において、当該信託の受益者等となる者（法人に限る。以下この項において同じ。）が適正な対価を負担せずに受益者等となる者であるときは、当該資産を信託した時において、当該信託の委託者から当該信託の受益者等となる者に対して贈与（当該受益者等となる者が対価を負担している場合には、当該対価の額による譲渡）により当該信託に関する権利に係る資産の移転が行われたものとして、当該信託の委託者の各年分の各種所得の金額を計算するものとする。

4 信託に新たに受益者等が存するに至つた場合（前項及び第六項の規定の適用がある場合を除く。）において、当該信託の新たな受益者等となる者（法人に限る。以下この項において同じ。）が適正な対価を負担せずに受益者等となる者であり、かつ、当該信託の受益者等であつた者が居住者であるときは、当該新たに受益者等が存するに至つた時において、当該信託の受益者等であつた者から当該新たな受益者等となる者に対して贈与（当該受益者等となる者が対価を負担している場合には、当該対価の額によ

る譲渡)により当該信託に関する権利に係る資産の移転が行われたものとして、当該信託の受益者等であつた者の各年分の各種所得の金額を計算するものとする。

5 信託の一部の受益者等が存しなくなつた場合において、既に当該信託の受益者等である者(法人に限る。以下この項において同じ。)が適正な対価を負担せず、当該信託に関する権利について新たに利益を受ける者となる者であり、かつ、当該信託の一部の受益者等であつた者が居住者であるときは、当該信託の一部の受益者等が存しなくなつた時において、当該信託の一部の受益者等であつた者から当該利益を受ける者となる者に対して贈与(当該利益を受ける者となる者が対価を負担している場合には、当該対価の額による譲渡)により当該信託に関する権利に係る資産の移転が行われたものとして、当該信託の一部の受益者等であつた者の各年分の各種所得の金額を計算するものとする。

6 信託が終了した場合において、当該信託の残余財産の給付を受けるべき、又は帰属すべき者となる者(法人に限る。以下この項において同じ。)が適正な対価を負担せず、当該給付を受けるべき、又は帰属すべき者となる者であり、かつ、当該信託の終了の直前において受益者等であつた者が居住者であるときは、当該給付を受けるべき、又は帰属すべき者となつた時において、当該受益者等であつた者から

当該給付を受けるべき、又は帰属すべき者となる者に対して贈与（当該給付を受けるべき、又は帰属すべき者となる者が対価を負担している場合には、当該対価の額による譲渡）により当該信託の残余財産（当該信託の終了の直前においてその者が当該信託の受益者等であつた場合には、当該受益者等として有していた当該信託に関する権利に相当するものを除く。）の移転が行われたものとして、当該受益者等であつた者の各年分の各種所得の金額を計算するものとする。

7 第三項から前項までに規定する受益者等とは、第十三条第一項に規定する受益者（同条第二項の規定により同条第一項に規定する受益者とみなされる者を含む。）をいう。

8 第一項の規定による引継ぎにより生じた損失の額がある場合の所得の金額の計算、第三項に規定する信託に関する権利が当該信託に関する権利の全部でない場合における同項の規定の適用その他第一項から第六項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第七十八条第一項第一号中「百分の三十」を「百分の四十」に改め、同条第三項中「信託法第六十六条」を「公益信託ニ関スル法律第一条」に、「信託終了」を「信託の終了」に改める。

第九十二条第一項中「証券投資信託若しくは特定投資信託（法人税法第二条第二十九号の三イ（定

義)に掲げる信託をいう。以下この項において同じ。)を「又は証券投資信託」に、「同じ。)又は特定目的信託の収益の分配」を「同じ。)」に改め、「若しくは特定投資信託の収益の分配又は特定目的信託」を削り、同項第一号イ中「、剰余金の分配、特定投資信託の収益の分配及び特定目的信託の収益の分配」を「及び剰余金の分配」に改める。

第五十七條第一項中「株主若しくは社員」及び「株主又は社員」を「株主等」に改め、同條第四項中「合併」の下に「(法人課税信託に係る信託の併合を含む。)」を、「分割」の下に「(法人課税信託に係る信託の分割を含む。)」を、「株式移転」の下に「(以下この項において「合併等」という。)」を、「又は他方の法人」の下に「(当該合併等により交付された株式又は出資を發行した法人を含む。以下この項において同じ。)」を加え、「株主若しくは社員」を「株主等」に改める。

第六十一條第五号口中「特定目的信託」を「特定受益証券發行信託」に改める。

第六十九條第二号中「無記名の株式」を「無記名株式等」に、「特定目的信託」を「特定受益証券發行信託」に改める。

第七十四條第九号中「ものを含む。」で政令で定めるもの」を「契約として政令で定めるものを含む

む。第七十六条第二項（信託財産に係る利子等の課税の特例）において同じ。）に改める。

第七十六条第三項中「合同運用信託又は特定投資信託以外の投資信託」を「集団投資信託」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「信託会社」を「内国法人」に、「合同運用信託又は投資信託（法人税法第二条第二十九号の三イ（定義）に掲げるものを除く。以下この条において「特定投資信託以外の投資信託」という。）」を「第十三条第三項第一号に規定する集団投資信託（国内にある営業所に信託されたものに限る。以下この条において「集団投資信託」という。）」に、「合同運用信託又は特定投資信託以外の投資信託」を「集団投資信託」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「（内国法人の課税所得の範囲）」を削り、「内国法人である信託会社（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律により同法第一条第一項（兼営の認可）に規定する信託業務を営む同項に規定する金融機関を含む。以下この条において同じ。）が、次に掲げる信託」を「内国信託会社が、その引き受けた第十三条第三項第二号（信託財産に属する資産及び負債並びに信託財産に帰せられる収益及び費用の帰属）に規定する退職年金等信託（国内にある営業所に信託されたものに限る。）」に、「特定目的信託」を「若しくは特定受益証券発行信託の受益権、社債的受益権」に、「又は出資」を「出資又は匿名組合契約に基づく権利」に、